

Ⅸ 水産業の部

この部には、水産関係について以下の調査結果を収録しました。

「漁業構造動態調査」、「海面漁業生産統計調査」、「内水面漁業生産統計調査」、「漁業経営統計調査」、「漁業産出額」及び「水産加工統計調査」

1 漁業構造動態調査

(1) 調査期日

毎年 11 月 1 日現在（漁業センサス実施年を除く。）。

(2) 調査対象

ア 個人経営体

2018 年漁業センサス海面漁業調査（漁業経営体調査）で設定した基本調査区の中から無作為抽出した標本調査区内に所在する全ての個人経営体

イ 団体経営体

同センサスの団体経営体の中から無作為抽出した標本団体経営体

(3) 調査方法

個人経営体は、統計調査員が調査対象に調査票を配布し、統計調査員又は郵送にて回収する自計調査の方法により実施しました。ただし、調査対象からの申し出により、統計調査員による面接調査（他計調査）も可能としました。

また、団体経営体は調査対象に調査票を郵送により配布し、オンライン調査システム又は郵送により回収する自計調査の方法により実施しました。

(4) 用語の定義

ア 「漁業経営体」とは、過去 1 年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいいます（過去 1 年間における漁業の海上作業従事日数が 30 日未満の個人経営体は除く。）。

イ 「漁業就業者」とは、満 15 歳以上で過去 1 年間に漁業の海上作業に 30 日以上従事した者をいいます。

(ア) 「個人経営体の自家漁業のみ」とは、漁業就業者のうち、個人経営体の自家漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいいます（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。

(イ) 「漁業従事役員」とは、団体経営体における責任のある者をいい、経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者をいいます。なお、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても役員等でない場合は責任のある者に含めません。

(ウ) 「漁業雇われ」とは、漁業就業者のうち、「個人経営体のみ自家漁業のみ」及び「漁業従事役員」以外の者をいいます（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。

2 海面漁業生産統計調査

(1) 海面漁業漁獲統計調査

ア 調査期間

暦年（1 月 1 日から 12 月 31 日）

イ 調査対象

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 138 条第 5 項に基づく市町村指定の区域内にある水揚機関を対象とし、水揚機関で把握できない限り海面漁業経営体を対象としました。

また、外国の法人等に用船された漁船のうち漁獲物が内国貨物扱いされるものは調査対象としました。

ウ 調査方法

(ア) 水揚機関

統計調査員が次のいずれかの方法により、水揚機関を代表する者に対し調査を実施しました。

- a 調査票又は電磁的記録媒体を配布し自計調査又はオンライン調査の方法
- b 面接調査の方法
- c 水揚機関の事務所の電子計算機又は紙に出力された記録を閲覧し、調査票に転記する他計調査の方法

(イ) 漁業経営体

(ア)の方法で漁獲量を把握できない海面漁業経営体については、次の a 又は b の方法により実施しました。

a 一括調査

統計調査員が水揚機関若しくは海面漁業経営体を代表する者に調査票を送付して行う自計調査の方法又は統計調査員による面接調査の方法

b 往復郵送調査

- (ウ) 漁獲成績報告書等を利用できる漁業種類を営む海面漁業経営体については、(ア)又は(イ)の調査方法に代えて、漁獲成績報告書等による取りまとめを実施しました。

エ 用語の定義

- (ア) 海面漁業とは、海面（サロマ湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において水産動植物を採捕する事業をいいます。

(イ) 漁獲量の計上

漁獲量は漁ろう作業により得られた水産動植物の採捕時の原形重量をいい、乗組員の船内食料、自家用、自家加工用販売活餌等を含みます。

また、漁獲量は水揚地のいかんを問わず、経営体の所在する地域別（属人）に計上しました。

(2) 海面養殖業収獲統計調査

ア 調査期間

暦年（1月1日から12月31日）

イ 調査対象

海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第138条第5項に基づく市町村指定の区域内にある水揚機関を対象とし、水揚機関で把握できない場合に限り、海面漁業経営体を対象としました。

また、外国の法人等に用船された漁船のうち漁獲物が国内貨物扱いされるものは調整対象としました。

ウ 調査方法

(ア) 水揚機関

統計調査員が次のいずれかの方法により、水揚機関を代表する者に対し調査を実施しました。

- a 調査票又は電磁的記録媒体を配布し自計調査又はオンライン調査の方法
- b 面接調査の方法
- c 水揚機関の事務所の電子計算機又は紙に出力された記録を閲覧し、調査票に転記する他計調査の方法

(イ) 漁業経営体

(ア)の方法で漁獲量を把握できない海面漁業経営体については、次の a 又は b の方法により実施しました。

a 一括調査

統計調査員が水揚機関若しくは海面漁業経営体を代表する者に調査票を送付して行う自計調査の方法又は統計調査員による面接調査の方法

b 往復郵送調査又はオンライン調査の方法

エ 用語の定義

海面養殖業とは、海面又は陸上に設けられた施設において、海水を使用して水産動植物を集約的に育成し、収獲する事業をいいます。

3 内水面漁業生産統計調査

(1) 内水面漁業漁獲統計調査

ア 調査期間

暦年（1月1日から12月31日）

イ 調査対象

平成30年の漁業権の設定等が行われている年間漁獲量50t以上の河川・湖沼及び国の施策上調査が必要な河川・湖沼として、農林水産省大臣官房統計部長が指定した河川・湖沼を管轄する内水面漁業協同組合並びにこれら河川及び湖沼で内水面漁業を営む経営体（内水面漁業協同組合に属するものを除く。）を対象としました。

ウ 調査方法

委託事業者が内水面漁業協同組合、漁業経営体に対し郵送、FAX、オンライン又は委託事業者が任命した調査員による面接調査の方法により実施しました。

エ 用語の定義

内水面漁業とは、公共の用に供する内水面において、水産動植物を採捕する事業をいいます。

(2) 内水面養殖業収獲統計調査

ア 調査期間

暦年（1月1日から12月31日）

イ 調査対象

ます類、あゆ、こい、うなぎ及びにしきごいを養殖する全ての内水面養殖業経営体を対象としました。

ウ 調査方法

委託事業者が内水面漁業協同組合、養殖業経営体に対し郵送、FAX、オンライン又は委託事業者が任命した調査員により調査票を配布・回収する方法により実施しました。

エ 用語の定義

内水面養殖業とは、一定区画の内水面又は陸上において、淡水を使用して水産動植物を集約的に育成し、収獲する事業をいいます。

4 漁業経営統計調査（個人経営体調査）

(1) 調査期間

令和3年1月1日から12月31日までの1年間

(2) 調査対象

2018年漁業センサス結果に基づく漁業経営体のうち、個人経営体で海面漁業を営む専業又は第1種兼業（過去1年間の収入が自家漁業以外からもあり、かつ、自家漁家からの収入が自家漁家以外からの収入よりも大きい場合をいいます。）の経営体であり、海面において主として動力漁船を用いて漁船漁業を営む経営体、主として小型定置網漁業を営む経営体、及び主として対象水産物（ぶり類、まだい、ほたてがい、かき類又はのり類）の海面養殖業を営む経営体を対象としました。

ただし、本書では北海道太平洋北区及び北海道日本海北区の漁船漁業と小型定置網漁業のみ掲載しました。

(3) 調査方法

調査対象経営体が税務申告関係帳簿類等を用いて調査票に記入（自計調査）する方法により行いました。

(4) 用語の解説

ア 「漁労収入」とは、調査期間1年間の自家漁業及び自家養殖業による漁獲物、収獲物の販売収入、現物処理（自家消費、物々交換等を行った漁獲物及び収獲物）の評価額をいいます。

なお、現物処理の評価は、調査地における市場卸売価格によります。

イ 「制度受取金等（漁業）」とは、自営業に関わる保険金の受取金、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づき支払われた共済金受取金、各種の損害補償金、補助・助成金等をいいます。

ウ 「漁労外事業収入」は、調査期間1年間に漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、遊漁船業、民宿、

農業等の事業によって得られた収入のほか、漁業用生産手段の一時的賃貸料のような漁業経営にとって付随的な収入も含めています。

エ 「漁労支出」とは、調査期間1年間の自家漁業及び自家養殖業による漁獲、養殖生産物の育成、収獲、販売等に要した費用及び当年に負担すべき固定資産の減価償却費の合計をいいます。

オ 「漁労外事業支出」は、調査期間1年間に漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、遊漁船業、民宿及び農業等の事業に要した費用のほか、漁業用生産手段の一時的賃貸料等に係る経費も含みます。

(5) 経営体の総括における指標の計算方法

ア 漁労所得＝漁労収入－漁労支出

イ 漁労外事業所得＝漁労外事業収入－漁労外事業支出

5 漁業産出額

海面漁業・養殖業産出額

(1) 推計方法

海面漁業生産統計調査で取りまとめた海面漁業・養殖業の魚種別生産量に、産地水産物流通調査、主要産地の市場、関係団体等から得られる魚種別産地卸売価格を乗じて推計しました。

(2) 統計数値の取り扱い

海面漁業生産統計調査による生産量をベースとした属人産出額です。

6 水産加工統計調査

(1) 調査期間

暦年（1月1日から12月31日）

(2) 調査対象

2018年漁業センサス結果で把握された全国の水産加工品を生産する陸上加工経営体を都道府県別品目別に生産量の大きい順に配列し、生産量の80%を超えるまでの陸上加工経営体を対象としました。

なお、陸上加工経営体とは、販売を目的とした水産加工品を生産する加工場又は加工施設を有し、専従の従業者がいる経営体をいいます。

(3) 調査方法

次のいずれかの方法によります。

ア 陸上加工経営体に調査票を郵送で配布し、陸上加工経営体が記入した調査票を郵送、FAX又はオンラインにより回収する自計調査による方法

イ 統計調査員が陸上加工経営体に調査票を配布し、陸上加工経営体が記入した調査票を調査員が回収する自計調査による方法

ウ 統計調査員が陸上加工経営体との面接による聞き取り又は関係諸帳簿の閲覧により行う他計調査による方法
ただし、面接が困難な場合に、調査員又は地方農政局の職員が、電話等による聞き取りを行うことができるものとしています。

大海区区分図

